太地町の給与・定員管理等について

1　総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区　分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 2,891	千円 4,232,340	千円 147,885	千円 587,441	% 13.9	% 15.0

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
4年度	人 55	千円 170,232	千円 24,934	千円 61,993	千円 257,159	千円 4,676

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 5,369

(注)1　職員手当には退職手当を含まない。
　　2　職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
　　3　給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)ラスパイレス指数の状況

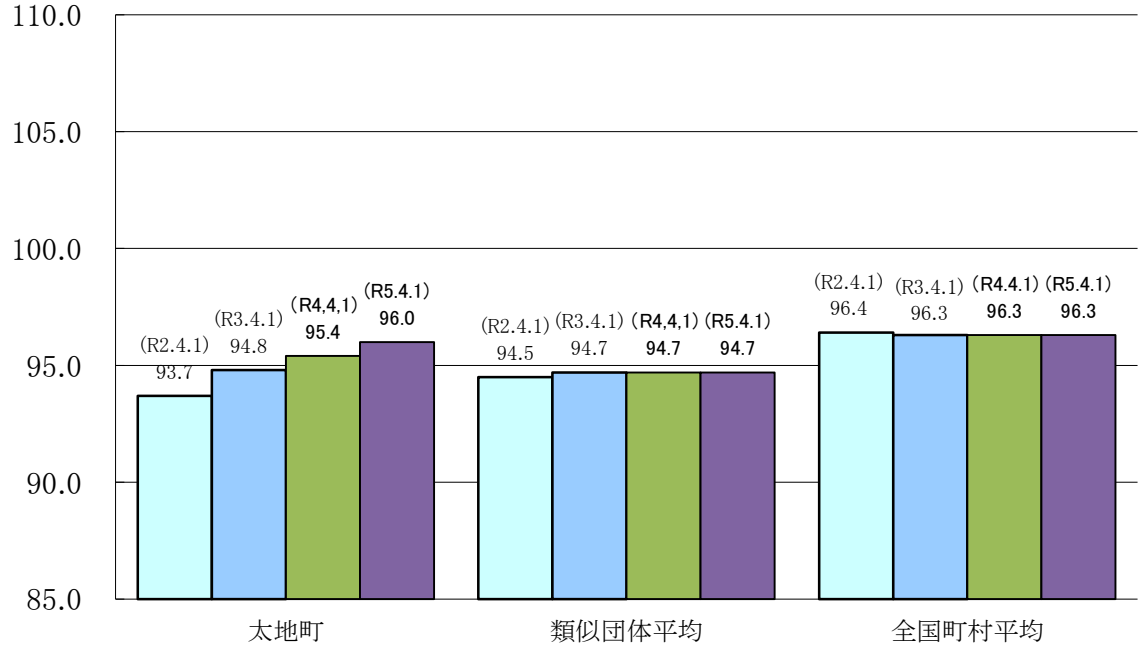

(注)1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給率)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
4年度	円 -	円 -	円 (%)	% -	%

(参考) 国の改定率
% 1.10

※本町は人事委員会を設置していないため人事委員会の勧告の記載を省きます。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
4年度	月	月	月	月	月

(参考) 国の年間支給月数
月 4.50

※本町は人事委員会を設置していないため人事委員会の勧告の記載を省きます。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

②地域手当の見直し

③その他の見直し内容
単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太地町	36.7 歳	281,664 円	307,356 円	303,356 円
和歌山県	43.0 歳	321,823 円	414,391 円	360,060 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.0 歳	292,377 円	344,598 円	319,247 円

②税務職

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
太地町	29.0　歳	221,100　円	277,560　円	231,767　円
和歌山県	―　歳	―　円	―　円	―　円
国	42.0　歳	352,263　円	―　円	428,330　円
類似団体	38.9　歳	281,290　円	341,551　円	306,004　円

③福祉職

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
太地町	36.1　歳	242,181　円	253,006　円	251,119　円
和歌山県	―　歳	―　円	―　円	―　円
国	44.2　歳	337,885　円	―　円	387,943　円
類似団体	39.8　歳	268,633　円	299,586　円	281,639　円

④技能労務職　該当なし

⑤教育職　該当なし

（注）1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区　分		太地町	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200　円	202,400　円	185,200　円
	高 校 卒	154,600　円	170,900　円	154,600　円
税 務 職	大 学 卒	185,200　円	―　円	―　円
	高 校 卒	154,600　円	―　円	―　円
福 祉 職	大 学 卒	185,200　円	―　円	―　円
	高 校 卒	154,600　円	―　円	―　円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区　分		経験年数10年		経験年数20年		経験年数25年		経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	―	円	―	円	―	円	379,100	円
	高 校 卒	―	円	―	円	―	円	―	円
税 務 職	大 学 卒	―	円	―	円	―	円	―	円
	高 校 卒	―	円	―	円	―	円	―	円
福 祉 職	大 学 卒	―	円	―	円	―	円	―	円
	高 校 卒	―	円	―	円	―	円	―	円

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6　級	総括課長	0 人	0.0 %	319,200 円	410,200 円
5　級	課長・企画員・副課長・主幹	12 人	30.0 %	290,700 円	393,000 円
4　級	副主幹	3 人	7.5 %	266,000 円	381,000 円
3　級	主査・副主査	7 人	17.5 %	234,400 円	350,000 円
2　級	副主査・主事	11 人	27.5 %	198,500 円	304,200 円
1　級	主事	7 人	17.5 %	150,100 円	247,600 円

（注）1　太地町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

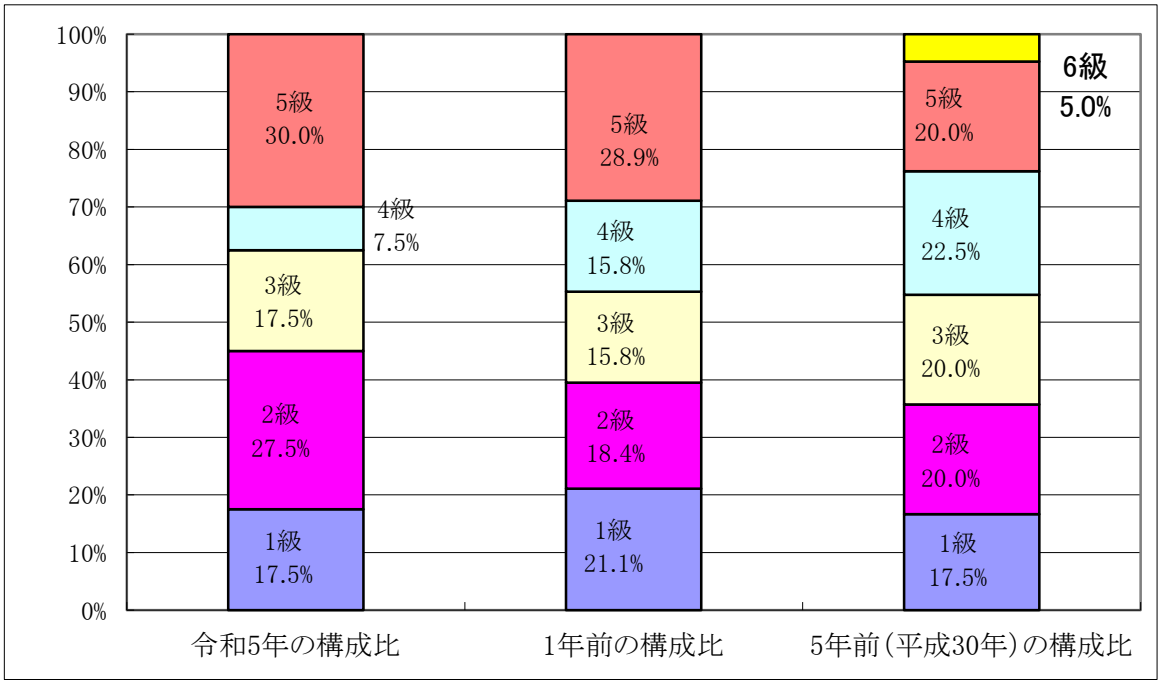

（注）平成18年に7級制から5級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

（2） 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）

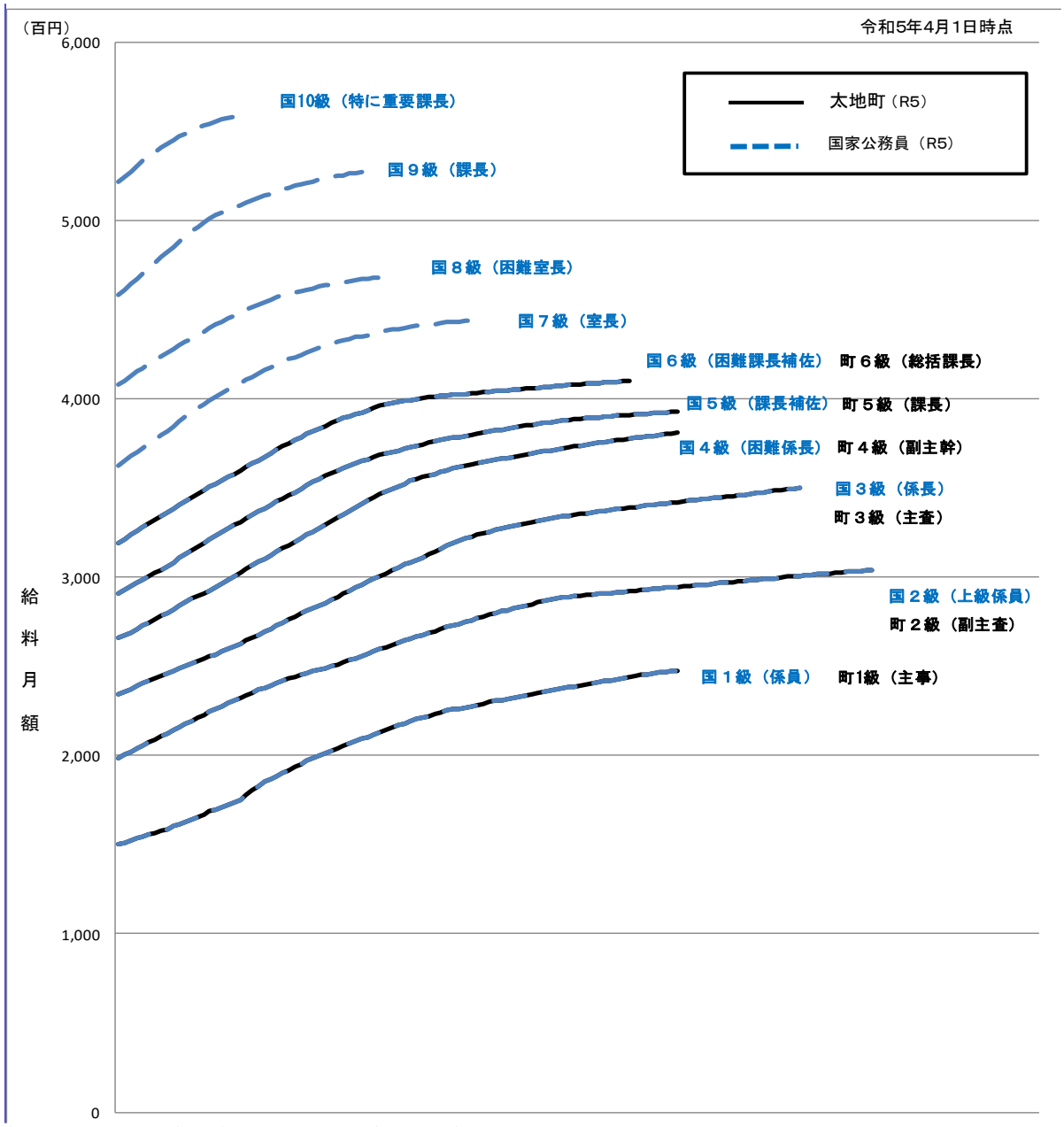

(2) 昇給への人事評価の活用状況（太地町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	支給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

太 地 町	和 歌 山 県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,115 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,612 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (—)月分 (—)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(太地町)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

太 地 町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2 ～ 45%加算			定年前早期退職特例措置 (割増率2 ～ 45%加算)		
1人当たり平均支給額	13,828	千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度～令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給額(令和3年度決算)	0 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
和歌山市	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	5,853 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	365,813 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	29.1 %
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当職員	徴収事務	1回 1，000円
厚生手当	福祉担当職員	消毒・行旅病死の収容等	1回 1，000円
救急手当	救急担当職員	夜間待機	1回 2，200円
〃	〃	昼間待機	1回 1，100円
〃	〃	出動手当	1回 1，000円
〃	〃	出動手当（夜間出動時）	1回 2，000円
〃	〃	救急手当	月額 8，000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	8,810 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	226 千円
支給実績（3年度決算）	4,428 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	143 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算入する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	
扶養手当	扶養家族のある職員に支給に支給（月額） 配偶者:6,500円 子:10,000円 その他:6,500円 ＊16～22歳の扶養親族加算5,000円	同じ		3,753 千円	187,650	円
住居手当	借家・借間居住者 支給限度額:28,000円	同じ		2,157 千円	134,813	円
通勤手当	片道2キロ以上の通勤距離で、バスなどの交通機関を使って通勤する職員に支給。交通機関などの利用者への支給限度額 月額:55,000円 交通用具使用者への支給限度額 月額:24,500円	同じ		618 千円	26,870	円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（支給額） 総括課長級 35,000円 課長級 32,000円 主幹級 16,000円 副主幹級 8,000円	同じ		4,640 千円	257,778	円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給（支給額） 宿直一回4，400円 日直半日2，200円	同じ		2,183 千円	136,438	円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間あたりの給料額×135/100×勤務時間数	同じ		0 千円	0	円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等		
			（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	町長	457,500 円 （ 円）	810,000 円／	457,500 円
	副町長	560,000 円 （ 円）	650,000 円／	440,000 円
	収入役	― 円 （ 円）	― 円／	― 円
報酬	議長	285,000 円 （ 円）	360,000 円／	140,000 円
	副議長	228,000 円 （ 円）	320,000 円／	115,000 円
	議員	205,000 円 （ 円）	300,000 円／	100,000 円
期末手当	町長 副町長 収入役	（4年度支給割合） 2.4 月分		
	議長 副議長 議員	（4年度支給割合） 2.4 月分		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	給料月額×在職月数×0.433	9,508,680円	（任期毎もしくは通算）
	副町長	給料月額×在職月数×0.258	4,852,051円	（任期毎もしくは通算）
	備考			

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 令和4年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務企画	15	15	0	
		税務	3	3	0	
		民生	14	15	1	欠員補充
		衛生	4	5	1	欠員補充
		農林水産	2	2	0	
		商工	3	3	0	
		土木	5	5	0	
		計	48	50	2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 172.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 221.45 人)
	教育部門		5	5	0	
	消防部門		0	0	0	
	小計		53	55	2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 190.25 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 257.87 人)
公営企業等会計部門	病院					
	水道		1	1	0	
	下水道				0	
	その他		5	6	1	欠員補充
	小計		6	7	1	
合計			59 〔 80 〕	62 〔 80 〕	3 〔 0 〕	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 214.46 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

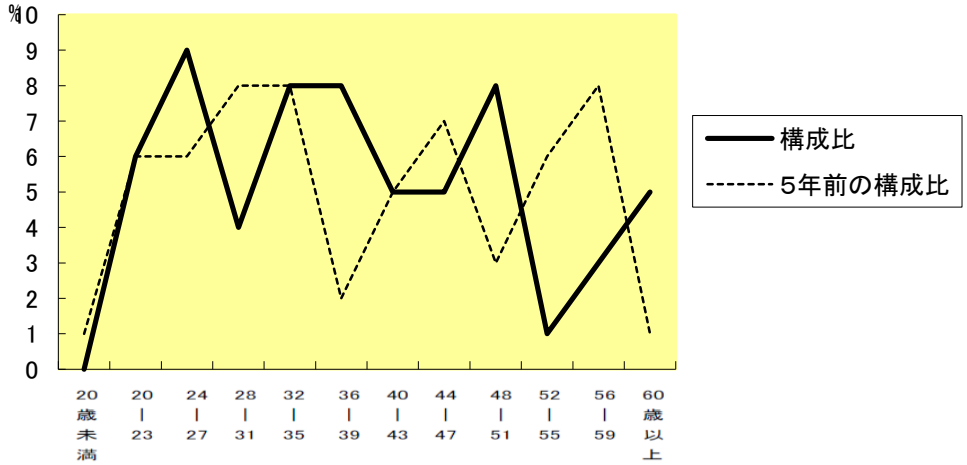

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 6	人 9	人 4	人 8	人 8	人 5	人 5	人 8	人 1	人 3	人 5	人 62

(3)職員数の推移

年度 部門別	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	48	46	47	45	48	50	2	4.2% %
教育	5	5	5	5	5	5	0	0.0% %
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0% %
普通会計計	53	51	52	50	53	55	2	3.8% %
公営企業会計	8	6	5	4	6	7	▲ 1	−12.5% %
総合計	61	57	57	54	59	62	1	1.6% %

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 3年度の総費用に占める職員給与費比率
4年度	千円 72,673	千円 2,485	千円 4,125	% 5.7	% 0.7

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
4年度	人 1	千円 3,365	千円 0	千円 760	千円 4,125	千円 4,125

(参考)企業会計平均一人当たり給与費
千円 6,018

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
太　地　町	40.0　歳	285,900　円	―　円
事　業　者	―　歳		―　円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

太　地　町
1人当たり平均支給額(4年度) －　千円
(令和4年度支給割合) 期末手当　2.40　月分　(　―　)月分 勤勉手当　2.00　月分　(　―　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～10%

(注) (　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

太　地　町		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.270750　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.7090　月分
最高限度額	47.7090　月分	47.7090　月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	(割増率2　～　45%加算	
1人当たり平均支給額	－　千円	－　千円

ウ 地域手当　　該当なし

エ 特殊勤務手当　　該当なし

オ 時間外勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	0	千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	0	千円
支給実績（3年度決算）	0	千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	0	千円

（注）１時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２ 職員1人当たり平均支給額を算入する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	扶養家族のある職員に支給（月額） 配偶者:6,500円 子:10,000円 その他:6,500円 ＊16～22歳の扶養親族加算5,000円	同じ		0 千円	0 円
住居手当	借家・借間居住者 支給限度額:28,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	片道2キロ以上の通勤距離で、バスなどの交通機関を使って通勤する職員に支給。交通機関などの利用者への支給限度額 月額:55,000円 交通用具使用者への支給限度額 月額:24,500円	同じ		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（支給額） 総括課長級 35,000円 課長級 32,000円 主幹級 16,000円 副主幹級 8,000円	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給（支給額） 宿直一回4，400円 日直半日2，200円	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間あたりの給料額×135/100×勤務時間数	同じ		0 千円	0 円